

環境基本計画推進本部会議資料
令和7年10月

庁用車における「電動車」の導入状況について

「第三次新宿区環境基本計画（改定）」では、区の庁用車を新規導入又は更新する際には、業務に適合する代替可能な電動車がない場合等を除き、全て電動車とする旨、規定している。

導入状況を下記のとおり報告するとともに、区有施設のCO₂削減目標達成に向けた取組のひとつとして、引き続き各部に対して庁用車の買い替えの際には電動車の導入を促していく。

記

1 電動車の定義

電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

2 庁用車における導入状況（令和7年10月1日現在）

	電動車台数	全体台数	電動車の割合
合計	28台	76台	36.8%
各部における庁用車	*7台	29台	24.1%
清掃事業関連庁用車	21台	47台	44.7%

※令和7年度中に更新した電動車2台を含む

3 令和8年度の見込み

令和8年度予算に環境対策課1台の庁用車について、新規に電動車の導入経費を計上する。